コンテンツ制作業務委託契約書

氷河 無限(以下「委託者」という。)と株式会社スリープレスドリーム(以下「受託者」という。)は、 以下のとおりコンテンツ制作業務委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(目的)

- 1. 委託者は、受託者に対し、YouTube動画(以下「本件コンテンツ」という。)の制作(以下「本件業務」という。)を委託し、受託者はこれを受託する。
- 2. 本契約に定める事項は、別途書面による合意のない限り、委託者及び受託者間の本件業務に関する一切の取引に適用される。

第2条(仕様)

本件コンテンツの仕様は、別途仕様書にて定め、受託者は、仕様書に基づいて本件コンテンツを制作する。

第3条(仕様の変更)

- 1. 委託者又は受託者は、仕様の確定後に仕様等の変更を必要とする場合、「変更提案書」を相手方に交付しなければならない。
- 2. 委託者又は受託者が相手方に「変更提案書」を交付した場合、その交付日から7日以内に、 委託者と受託者とで変更の可否について協議を行う。
- 3. 前項の協議の結果、変更を可とする場合は、変更提案書の記載事項を承認の上、双方記名 押印する。仕様変更により、本件業務の業務委託料(第4条で定義する。)及び納品期日の 変更の必要が生ずる場合は、委託者と受託者にて業務委託料及び納品期日等の条件の変更を協議・決定する。

第4条(委託料)

- 1. 委託者は、受託者に対し、本件業務の対価(以下「業務委託料」という。)として、金300,0000 円(消費税別)を支払う。
- 2. 前項の業務委託料は、本件業務の終了後30日以内に、受託者の指定する銀行口座へ振込んで支払う。なお、振込手数料は、委託者の負担とする。
- 3. 本契約が解除その他の事由により本契約の有効期間の途中で終了した場合であっても、当該終了が受託者の責めに帰すべき事由によらないときは、第1項の業務委託料の全額を受託者に支払う。

第5条(費用負担)

受託者が本件業務を遂行するために要する費用は、別途合意したものを除き全て委託者の負担とする。

第6条(遅延損害金)

委託者が受託者に対する債務の支払いを怠った場合、委託者は、支払期限の翌日から完済に 至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を支払う。

第7条(業務遂行上の義務等)

- 1. 委託者及び受託者は、本件業務の遂行につき相互に協力義務を負う。
- 2. 受託者は、本契約に定められた各条項及び関係諸法令を誠実に遵守し、善良なる管理者の注意をもって本件業務を遂行し、本件業務について完成義務を負わない。
- 3. 委託者は、受託者に対し、本件業務の遂行に関して委託者に適用される法令、監督官庁の 告示、通達及び業界の自主ルール等の存在及び内容を通知し、受託者は、これを遵守す る。
- 4. 受託者は、本件業務を遂行する上で必要な素材、原稿、資料等(以下「必要資料等」という。)がある場合には、委託者に対し、必要資料等を遅滞なく提供するよう求めることができ、 委託者はこれに応じる。

第8条(再委託)

受託者は、本件業務の遂行に必要な範囲で、本件業務の全部又は一部を第三者に再委託することができる。

第9条(納品)

受託者は、2024年8月31日までに、委託者が求める方法で、本件コンテンツを納品しなければならない。

第 10 条 (検収)

- 1. 委託者は、本件コンテンツを受領後14日以内(以下「検収期間」という。)に、本件コンテンツの内容を検査の上、委託者の検査に合格したものを検収する。委託者は、本件コンテンツについて、種類、品質又は数量その他本契約の内容との不適合(以下「契約不適合」という。)を発見したときは、受託者に対して、その選択に従い、本件コンテンツの修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を求めることができる。この場合、受託者は、別途合意した期限内に、本件コンテンツの修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をしなければならない。
- 2. 委託者が、検収期間内に、受託者に対して前項に定める通知をしない場合には、本件コンテンツの内容は合格と判断されたものとみなす。
- 3. 本件コンテンツが第1項の検査に合格した時点において、本件コンテンツの引渡しが完了し、 本件業務は終了するものとする。
- 4. 本件コンテンツの所有権は、引渡しの完了と同時に委託者に移転する。

第 11 条 (契約不適合責任の排除)

受託者は、本件コンテンツの契約不適合について、前条に定めるもののほか一切の責任を負わず、委託者は、本件コンテンツの検収完了後においては、本件コンテンツの修補、代替物の引渡し、不足分の引渡し又は代金の減額を請求することはできない。

第 12 条 (秘密保持)

- 1. 委託者及び受託者は、本件業務に関して知り得た営業上又は技術上その他業務上の一切の情報(以下「秘密情報」という。)を、相手方の事前の書面による承諾なしに、第三者に開示又は漏洩してはならず、また職務の遂行のためにのみ使用し、他の目的に使用してはならない。なお、秘密情報の開示の方法は、書面、口頭、電磁的媒体等その態様を問わない。
- 2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する情報は、本契約における秘密情報には該当しない。
 - (1) 開示を受けた際、既に公知となっている情報
 - (2) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
 - (3) 開示を受けた後、自己の責によらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく取得した情報
 - (5) 委託者から開示された情報を利用することなく独自に開発した情報
- 3. 第1項の規定にかかわらず、受託者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、相手方の書面による承諾なしに、秘密情報を第三者に開示することができる。
 - (1) 委託者又は受託者並びにその関係会社の役職員又は弁護士、会計士若しくは税理士等に対して、職務の遂行のために必要な範囲で秘密情報を開示する場合。ただし、開示を受ける者が少なくとも本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を法令又は契約に基づき負担する場合に限る。
 - (2) 法令等(金融商品取引所の規則を含む。)の規定に基づき、政府、所轄官庁、規制当局、裁判所又は金融商品取引所により秘密情報の開示を要求又は要請される場合に、合理的に必要な範囲で当該秘密情報を開示するとき。なお、かかる場合、受託者は、委託者に対して、かかる開示の内容を事前に(それが法令等上困難である場合は、開示後可能な限り速やかに)通知しなければならない。

第13条 (個人情報の保護)

- 1. 本契約における個人情報とは、委託者及び受託者が本件業務を遂行するために、相手方に 預託した一切の情報のうち、「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」とい う。)第2条第1項に定める「個人情報」に該当する情報をいう。
- 2. 委託者及び受託者は、本件業務の遂行に際して個人情報を取り扱う場合には、それぞれ個人情報保護法及び本契約の定めを遵守して、本件業務の目的の範囲において個人情報を取り扱い、本件業務の目的以外に、これを取り扱ってはならない。
- 3. 委託者及び受託者は、個人情報への不当なアクセス又は個人情報の紛失、盗難、改ざん、漏洩等(以下「漏洩等」という。)の危険に対し、合理的な安全管理措置を講じなければならない。また、委託者及び受託者は、個人情報を、本件業務の遂行のためにのみ使用、加工、複写等し、他の目的で使用、加工、複写等してはならない。
- 4. 委託者及び受託者において、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合には、漏洩等をした者は、相手方に対し、速やかに当該事故の発生日時・内容その他詳細事項について報告する。また、漏洩等をした者は、自己の費用において、直ちに漏洩等の原因の調査に着手し、速やかに相手方に対し調査の結果を報告するとともに、再発防止策を講じる。

第 14 条 (権利の帰属)

- 1. 本件業務を通じて生じた本件コンテンツの著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、受託者に帰属するものとし、委託者は、これを受託者の指定する範囲においてのみ利用することができる。
- 2. 本件業務を通じて生じた本件コンテンツ及び本件業務の過程で生じる発明、考案又は創作について、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を受ける権利及び当該権利に基づき取得される知的財産権は、全て受託者に帰属する。
- 3. 受託者は、本件業務を通じて生じた本件コンテンツが、第三者の権利(知的財産権を含むが、これに限られない。)を侵害しないことを保証しない。

第 15 条 (損害賠償責任)

委託者又は受託者は、債務不履行責任、不法行為責任、法定責任その他法律構成の如何を問わず、本契約に関して相手方に損害賠償責任を負う場合、相手方に対し、本契約で定める業務 委託料の範囲において、相手方に直接かつ現実に発生した損害のみ賠償する責任を負う。

第 16 条 (解除)

- 1. 委託者又は受託者は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて催告をしたにもかかわらず、相当期間内に、違反が是正されないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における本契約の違反が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- 2. 委託者又は受託者は、相手方に次の各号に掲げる事由の一が生じたときには、何らの催告なく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、当該事由が解除当事者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、当該事由により解除をすることはできない。
 - (1) 本契約に関し、相手方による重大な違反があったとき。
 - (2) 債務の全部又は一部の履行が不能であるとき又は相手方がその債務の全部又は一部 の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。ただし、一部履行不能の場合は当該一部に限り、解除することができる。
 - (3) 前号の規定にかかわらず、債務の一部の履行が不能である場合又は相手方がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないときは本契約の全部を解除することができる。
 - (4) 本契約上、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本契約の目的を達することができない場合において、相手方が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、相手方がその債務の履行をせず、催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (6) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、滞納処分の申立、その他公権力の処分を受けたとき。
 - (7) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他法的倒産手続の申立を

受け、又はこれらの申立を行ったとき、又は私的整理の開始があったとき。

- (8) 支払停止、支払不能に陥ったとき。
- (9) 自ら振出し若しくは裏書した手形・小切手が1度でも不渡りとなったとき。
- (10) 資本減少、主要な株主又は取締役の変更、事業譲渡、合併、会社分割等の組織再編その他の会社の支配に重要な影響を及ぼす事実が生じたとき。
- (11) 公序良俗に反する行為、その他相手方の信用、名誉を毀損する等の背信的行為があったとき。
- (12) 解散し、又は事業を廃止したとき。
- (13) 信用の失墜又はその資産の重大な変動等により、委託者受託者間の信頼関係が損なわれ、本契約の継続が困難であると認める事態が発生したとき。
- (14) 代表者が刑事上の訴追を受けたとき、又はその所在が不明になったとき。
- (15) 監督官庁から事業停止処分、又は事業免許若しくは事業登録の取消処分を受けたとき。
- 3. 前二項に定める解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

第 17 条 (反社会的勢力の排除)

- 1. 委託者及び受託者は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を表明し、かつ保証する。
 - (1) 自ら又は自らの役員若しくは実質的に経営権を有する者が、現在、暴力団、暴力団員、 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・ 団体、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者 (以下総称して「反社会的勢力」という。)に該当しないこと。
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有しないこと。
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有しないこと。
 - (4) 反社会的勢力を利用していると認められる関係を有しないこと。
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有しないこと。
 - (6) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
- 2. 委託者及び受託者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3. 委託者又は受託者は、自己の責めに帰すべき事由の有無を問わず、相手方が前二項のいずれかに違反したことが判明した場合、相手方に対して何らの催告を要せずして、直ちに本契約を解除することができる。
- 4. 前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、解除により相手方が被った損害を賠償する。
- 5. 第3項の規定により本契約が解除された場合、解除された者は、解除により損害が生じた場合でも、相手方に対し一切の損害賠償請求を行わない。

第 18 条 (契約終了時の措置)

本契約が本件業務の終了前に終了した場合(終了理由の如何を問わない。)には、委託者は、 受託者に対し、既に履行された本件業務の内容に応じて業務委託料を支払う。

第19条 (本契約上の地位等の譲渡禁止)

本契約の当事者は、相手方の事前の書面又は電磁的方法による同意なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。

第 20 条 (協議)

本契約に定めのない事項が生じた場合及び本契約の内容の解釈に疑義又は相違が生じた場合、委託者及び受託者は、互いに誠意を持って協議し、その解決を図る。

第 21 条 (合意管轄)

本契約に関する当事者間の訴訟の第一審の専属的合意管轄裁判所は、霧丘地方裁判所とする。

(以下余白)

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、本契約当事者双方記名押印の上各1通を保有する。

2024年6月5日

(委託者)

住 所 群馬県影霧市霧丘3-6-17 氷河 無限

(受託者)

住 所 熊本県寒月市白霧町8-19-20 会社名 株式会社スリープレスドリーム 代表者 白雪 冷音